

【主な質疑項目】

1. 戸別所得補償制度について
2. 担い手育成総合支援新法について
3. 放射性セシウム汚染稲わら等による内部被ばくの懸念について

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。本日は、戸別所得補償の在り方を中心にしまして質疑をいたしたいと存じます。

私、ある山間の農協へ行きまして、今年の米は価格が下がって大変だったと、販売額が総額で一億二千万円でしかなかったということでありましたが、ところが中山間地域直接支払が六千万円ありました。それから、固定支払が、戸別所得補償の固定支払が三千万円ありました。変動支払が三千万円ありました。合計一億二千万円ですと。販売額とこれら支払額、総額して二億四千万円、これでほぼ同額でありましたと。こういう話でありまして、山田さん、これね、戸別所得補償を四Kに入れなさいと、こう言うわけですよ。一体、大変この議論は本当に難しいところへ来ていると思います。一方、私は、そう言われて申し上げたのは、これは米価が下がることを放置して、単にこれを補填するだけのものが固定支払だったり変動支払にしかなくなってないんだと。必ず財源問題が出てくると。

確かに、戸別所得補償制度に移行してから経営所得安定対策の関係予算は、自民党の政権のときは三千八百億円だったんですね。民主党の政権におなりになってから五千六百億円と、こっちは増額しているわけです。ところが、農林予算は、御案内のとおり、増額するどころか総体として大きく減らしているわけでありまして。そして、減らした中の予算のうちのその大半が米の戸別所得補償のところへ行っているわけですから、大事な担い手をどう育成するかとか、さらには農業農村基盤整備をどう進めるか、この予算が大幅に削られたという事実があるわけで、今後この仕組みがちゃんと安定的に推移するかどうかはなかなか難しいんですよと申し上げて、説明しているわけでありまして、なかなか苦しいです。

ところが、一方で、担い手農家がやめている事例が平場の本当にすばらしい条件の地域でもあるわけでありまして。

一つの事例は、受託面積が四十六ヘクタールでありまして、部分受託を含めましても七十ヘクタール。やめた理由は、これからの民主党農政では展望が見えない。米価の下落で去年は二千万円の赤字を出した。こ

これは地域によりますからね、一体下がった分のどれだけ補填してもらえるかという水準は、平均の価格でしか補填していませんから、だからどうしても赤字の出てくるところは御案内のとおりあるわけです。それから、大型の乾燥機等、農業機械が耐用年数が過ぎて限界に来ていた。それから、これも容易じゃないです、四十歳だけれど結婚相手が見付からない。それから、委託者から、戸別所得補償でたくさんの助成金をもらってよかったねって言われている。これがもうぶち切れる、頭が切れる、離農する決意になったというふうに伝えられたりしてしまして、こうした事例であります。

さらにもう一つは、自作地が二、三ヘクタール、それから受託面積は三十三ヘクタールもあります。認定農業者として農業者年金基金の経営移譲を行おうと、六十五歳です、長男、次男に後を継いでもらおうということでしたが、長男、次男は今すぐには後継ぎになれないということが出てきて、かつまた、相続税納税猶予の仕組みにもうまく該当しなかったと。そして、経営移譲年金も利用権設定の仕組みを変えたものだから該当しなくなった、こうおっしゃっているわけです。税務署にどんなに相談したって、これうまくいかなかったというんです。だから、結局は自作地だけ残して、あとは受託の面積を全部やめちゃったと。結局、間にJAが入りまして、地区内の営農組織七か所に苦勞して苦勞して受け取ってもらうという配分をやったということでもあります。

両方とも個別の事情があるかもしれないというふうに思います、今申し上げたようなことです。後継者がいても将来に対する展望がなかなか開けないとか、それからこの戸別所得補償制度はいつまで続くのかという心配がやっぱり農業者にもあるわけですよ。先ほど言いましたように、農協の場合で見たって、販売額が半分減って、その該当の半分を中山間地と固定支払と変動支払で埋めていますみたいな話が、やっぱり受け取っている方からとったって、このままこの仕組みは進むのかというみんな大変な心配を持っているんです。

大臣、ここまで申し上げて、言い出すといっぱいあるんですが、大臣の感想を聞きたいんです。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今二例につきまして、離農した二つの例につきましてお話がございました。

基本的に、離農するというような、農業を離れるというふうなことについては、いろいろなことがあると思います。一つは、やっぱり販売収

入というふうなものが生産費を下回る、そしてコスト割れをしていくと、こういうふうなことで、これはもう長い間やっていけない。二つ目は、過剰な設備投資ということで、大変資金繰りが厳しい状況になってきておると、こういうふうなこともあると思います。それから三つ目といたしましては、もうだんだん高齢化というふうなことで、自分自身が引退をしなきゃならない、農業からやはり退いていかなきゃならないというようなこと、こういうふうなことが考えられると思うわけでありませけれども。

この中で今いろいろと二つの例につきましてお話がございましたけれども、いわゆるコスト割れということにつきましては、この戸別所得補償制度というふうなものの導入によりましてこれはカバーすることができるものと、こういうふうにご考えております。そして、実際に戸別所得補償導入によりまして、大規模の農業というものをやっている人たちの加入率が高く、そして交付金の支払も規模の大きい人たちに相当部分交付されているというようなこと、これも実態であるというふうなことでございます。

また、資金繰りの悪化ということにつきましては、これからの長期整理資金への借換えというものや、あるいは農業経営アドバイザーによるところの経営指導をやっていくというようなことで対処していかなきゃならないと思っておりますし、また高齢化ということに対する取組につきましては、農業を離れる人たちと新しく農業に取り組んでいきたいという人たちのマッチングというふうなものについて、円滑に行われるというようなことに対する支援策というふうなものを考えていかなきゃならないんじゃないかなと、こんなふうに思いながら、今二つの例を出された中で、私ども農林水産省といたしましても取り組んでいかなきゃならない点につきまして考え方を申し述べさせていただいたところでございます。

○山田俊男君

大臣の一つ一つおっしゃる対策の内容について私は否定するものではありません。ところが、大臣、予算の掛け方が間違っているんじゃないかというふうに思うんです。担い手をつくり上げていくということについて、もっと力を入れた取組が必要なんだと思うんです。

ところで、岡田民主党の幹事長が四K見直しということの議論に関連して、戸別所得補償制度についても来年度以降の修正を否定するものではないというふうに見直しを示唆したというふうにご伝えられるんですが、

大臣、事前の相談がありましたか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

何もございませんし、しくは承知しておりませんです。

○山田俊男君

どうもやっぱり民主党の政権、政府というのは、一体でやるなんて言っているけれども、まあそういうことなのかなと。端的にこういうことにも表れているというふうに思うんです。大臣、大臣は就任後、大臣の強い決意で百億円の予算を付けた規模拡大加算という取組をおやりになったんです。これは、大臣の中に担い手を育成する視点がやっぱり必要なんだという大臣の問題意識が私はあったということだと思っんです。私は、先ほど言った二つの事例から考えましても、私は大臣のその考えに賛成なんです。ところで、民主党政権における新しい食料・農業・農村基本計画ではどうなっているかといったら、小規模経営の持続をやり、家族農業経営の継続をやり、一方で、効率的かつ安定的な農業経営を育てると言っているんです。言うなれば、大臣、大臣は規模拡大加算をちゃんとやるとおっしゃった。しかし、一方で、民主党の取りまとめたこの基本計画の中では、結局どっちつかず、どっち向いているのか分からないという方向があるんです。私は、戸別所得補償制度はまさにその典型だというふうに思っております。

ところで、先ほども青木委員の質疑に対しまして篠原副大臣からもやり取りがありましたが、食と農林漁業の再生実現会議、中間提言をおやりになりましたけれど、平地で二十ないし三十ヘクタール、この規模が大宗を占める構造を目指しているんですよ。ここまで言っているんですよ。ここまで言っていたんなら、先ほど言ったような農家がそれこそ典型的なこの稲作地帯、大事な稲作地帯における本当の担い手ですよ。彼らは中心的なリーダーだったんですから、地域の中で。

それがこんな形でやめていきますということの政策をやってちゃいかぬのだと思っんです。ましてや、ほかの農家から、だって戸別所得補償でたくさんもらっていていいなみたいようなことを言われるような政策は到底長続きしないというふうに私は残念ながら思っんですが、きちっと政策の方向を定めるべきだというふうに思っんです。

とすると、ちゃんと担い手育成のための農地集積の取組にきちっと予算を付けること。それから、戸別所得補償に財源を取られてしまっている、ここをどんなふうにバランスいいものに仕上げていくかということ。同

時にもう一つは、予算減らしていたんじゃないんです。だってそうでしょう。旧政権の自民党がやっていたときの二十一年度の農林水産予算の総額は、二兆五千六百億円なんです。大臣、今大臣がおやりになっていますこの民主党政権二年目の二十三年度の予算は、二兆二千七百億円、三千億円も予算が減っているんですよ。これだとやっぱり大事な担い手対策できないでいるんですよ。どうですか。この現状をお考えになった上で、大臣、どちらの方向を向いて仕事をされているんですか、お聞きします。

○国務大臣（鹿野道彦君）

まず、戸別所得補償制度につきましてどう農業者の方々が考えておるかということは、近々のいろんなアンケート調査でも、いわゆる今年度の六月末の時点の加入者は昨年度をもう既に上回っておりますし、是非続けてほしいというふうな声だんだん多くなっているということもこれは事実でございます。

すなわち、初めてこの農業政策におけるところの大きな転換があったわけでありまして、最初は正直、私は戸惑いもあったと思います。どうということなんだと、戸別所得補償制度というのは。しかし、現実的にこの戸別所得補償制度というものが交付されれば、農業者の人も、あっ、そういうことなのか、よし、これが継続していけば俺も農業をやってみようと、こういうふうな考え方に私は立っていくものと思っているんです。ゆえに、そういう意味では、確かに農林水産省の全体の予算の枠ではやはりこの戸別所得補償制度の方に偏ったということもございますけれども、このことは、農業者のまず所得の安定というものが農業発展の基本だと、根幹に置かなきゃならない、こういうふうな考え方に立ったわけでありまして、これは一つの私は農業政策の基本であると思っているわけでありまして、今、山田委員からの御指摘の点、そういう中でこれから基盤整備をどうやっていくか、あるいはいろんな形でのその他の施策というふうなものを、担い手を育成する、そういうようなことの施策をどうするかということは、戸別所得補償制度のいわゆるこれからの安定的な継続というふうなものを前提としてこれから取り組んでいかなきゃならないと、こういうふうに思っているところでございます。

○山田俊男君

大臣、続けてほしいという意見があるのは間違いないんだよ。ところが、続けてほしいとおっしゃっている皆さんは大きな勘違いしているん

です。何勘違いしているかといったら、米価が下がって、僅か下がった分を補填しているにしかすぎないんです。だから、これしっかり検証してくださいよ。検証したら、一体、そういう事実がちゃんと分かるわけ。

さらに、大臣、いまだにこの戸別所得補償制度にきちっと組み込まれているのか組み込まれていないのかよく分からない、言うなれば旧政権、自民党政権がやっていたナラシの仕組みをそのまま踏襲しているじゃないですか。だから、認定農業者を中心にしてナラシの仕組みをやって、それでようやくそれをプラスして前年度並みの収入を確保できているというのが実際じゃないですか。

だから、大きな勘違いの中の政策をやっているだけで、そしてあと必要な、しかし本当に必要な担い手対策の予算や農地の利用集積の取組については滞っているわけ。だからやめているんじゃないですか、大規模な農家がね。

○国務大臣（鹿野道彦君）

私は、そこは委員と見解を異にします。農業者の人たちからするならば、この所得補償制度というものによって価格が下がっても補填されるというふうなこの安心感がある、これが非常に大きいんであります。しかし、そういう中で、ナラシの問題が出ましたけれども、一部それは補填する必要があるというふうなことで施策が行われているわけでありまして、あくまでも農業者戸別所得補償制度というものがあるからこの加入者も増えている、そしてこれからも引き続いてやってほしいというようなこと、そういうような考え方が農業者の間にも増えてきているんじゃないかなと、こういうふうには私は考えているところでございます。

○山田俊男君

大臣、それじゃ大臣に聞きますけれども、大臣が力を込めてやった規模拡大加算で大臣は担い手をつくりたいとおっしゃった。そして、その方向で、進める方向を歩み出そうとされている。それから、さっきも、何度も言うようですが、再生実現会議でも二十ないし三十ヘクタールが大宗を占めるようなその基盤をつくるんだというふうにおっしゃっている。今の仕組みでみんな喜んでいるかもしれぬ。今の仕組みでそういう方向へ歩めますか。大体、大臣の規模拡大加算、ちゃんとやろうと言った、その実績はどうなっていますか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

この実績につきましては、交付申請につきましては八月末、そして十一月末、二月末というそれぞれの各時点において申請が行われるわけございまして、申請状況というものは把握できることはできませんけれども、農業者の問合せもこのことについては非常に多いと。ここ、委員、どうぞひとつ、非常に問合せが多いということは関心があるということでもあります。いわゆる規模加算について関心があるということは、こういう規模加算をこれからも続けていきながらこの生産性向上に向けて取り組んでいかなきゃならないことだなと、こう思っております。

○山田俊男君

それじゃ、大臣、それは問合せが多いかもしれぬ。よし、八月末とそれ以降で一体実績がどういう実績になるかということ徹底して見ようじゃないですか。そして同時に、検証、この戸別所得補償の検証をきちっとやらない限り、それ本当に方向を間違っちゃうと思うんです。言うなれば、再生実現会議の方向へちゃんと歩んでいけるんですか。そうでしょう、方針は出しているけれども、どっち向いているか分からない、そういう政策になっちゃうんじゃないですかということを行っているわけですから、そうやろうじゃないですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

当然、政策転換をしたわけでありまして、検証というものはやはり今委員からの御指摘のとおりやっていかなきゃならないと、こう思っております。

○山田俊男君

もう一つ、大臣、大臣は今年の秋でしたですかね、昨年夏ですかね、この戸別所得補償制度を本格実施するに際して裏付けとなる担い手経営安定の取組に関する交付金法ですね、いわゆる経営安定対策交付金法、これの見直しをやろうとしたけれども先延ばししたと。今回は事業と予算だけでこの仕組みを進めるんだというふうにおっしゃったわけですね。一体今の実情はどうかといたら、間違いなく法律に定めている方向とは違う方向で戸別所得補償を事業と予算で実施されているんですね。その認識はお持ちですよ。

○国務大臣（鹿野道彦君）

法制度によってやっていきたいというふうな考え方には今も変わりございません。

○山田俊男君

そうすると、この交付金法、大臣、法改正されるんですか。そして、戸別所得補償をそんなに力説されているわけですから、その戸別所得補償の方向に沿って交付金法も見直していきます、ないしは、交付金法の方向、すなわち認定農業者を中心にしながら経営安定の所得安定対策を講ずるという方向へ戸別所得補償制度を見直していくのか、どちらかの方向で検討されているんですか、お聞きします。

○国務大臣（鹿野道彦君）

委員御承知のとおり、今のこのねじれ国会、衆議院と参議院の意思決定が異なる、こういうような状況の中でなかなかこの法制化というふうなものは難しいと、こういうような判断から予算措置でというふうなことの考え方を取らせていただきました。

そういう中で、この戸別所得補償制度というものをやはり軌道に乗せたいというのが私どもの基本的な考え方でありますので、この法制化を目指していきたいと思っておりますが、また現実を考えればそう簡単なものではないと、こういうことをございますので、今後、この法制化に向けて、一部改正なのか新法なのかというふうなことについては当然のことながら今後検討していかなきゃならないことだと思っております。

○山田俊男君

大臣、そこは、だって行政施策はきちっと法律に基づいて実施するわけで、今も戸別所得補償に掛けている金は、継続した特別会計の金をここへ支出するという形の財源の論拠となっている大事な法律なわけですから、それはちゃんとやっぱり可能な限り一致させてそれは実施することが基本じゃないですか。例えば先ほど言いましたナラシの取組なんか、一体戸別所得補償方式には位置付けられていないんだけど、こっち側の法律には、交付金法には旧政権の内容として入っているからナラシの仕組みは渋々やっておられるんじゃないですか。そうでしょう。とすると、だってナラシは認定農業者を中心に、それに対策を講ずるという中身になっているわけですから。そう考えてみるだけでも、あらゆる販売農家を対象とする、全ての販売農家を対象とする戸別所得補

償制度の向かっている方向と、こっちで認定農業者を中心にしながらナラシの仕組みをやっているのと、方向違うんですもの。

だから、大臣、法改正するならばちゃんと法改正して、今状況が厳しいというんじゃないじゃ僕は間違っていると思うんです。いい内容のものであればちゃんと一致して仕上げていこうじゃないですか。それを、いい内容とは言えない、自信がないから法制度の改正をおやりにならないということじゃないんですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

私から明確に申させていただきますけれども、戸別所得補償制度こそはまさしくこれからの農業の発展にこれは欠くことのできない政策であると、こういうふうに私は基本的に考えております。

しかし、そういう中で、今委員からおっしゃられたとおりに、現実を踏まえたときに、これを法制化したい、軌道に乗せたいといっても、現実できないわけでありまして。なかなか御理解を、この私どもの今考えておるようなことで理解をしていただくことができるならば是非法制化をさせていただきたい。しかし、現実としてなかなかできないということならば、当然、どういう形でこの法制化、軌道に乗せることができるかということは、いろいろな話合いというふうなものは、なしていかなきゃならないときが来るならば、当然話合いをしていかなきゃならないと思っておるわけでありまして。しかし、根幹は農業者戸別所得補償制度というふうなものを継続していくというふうなことだと思っております。

○山田俊男君

大臣、戸別所得補償のモデル事業を実施するときに財務大臣から何点かにわたって指摘がありました。一つは、一体、対象農家を全ての販売農家にすることでいいのかどうかという指摘だったり、それから変動支払ということで、米価が低下した部分を補填するというでいいのか、それからそっちの対策に財源をずっと使うということでもいいのかという指摘だったというふうに思います。この指摘は今も結局変わらないわけで、多分変わらないんだと思うんです。

大臣が戸別所得補償制度は大事だとおっしゃっている。評価もされている。これを目指すというふうにおっしゃっている。しかし、一方で、この仕組みについて、先ほど言った担い手がやめていっている実態を踏まえて、大臣が更にまた規模拡大の方向をやらなきゃいかぬということ、それから、先ほど、何度も言うようですが、再生実現会議がしっかりと

二十ないし三十ヘクタールを大宗にしていくという中間提言お出しになっていること、相変わらずどっち向いているか分からないじゃないですか。だから、大臣、もっと徹底してこれを検証しなきゃいけないんだというふうに私は思います。

今日、資料を出していますが、この資料はどういう資料かといったら、上は小売価格、青い色は小売価格、この紫の色は卸屋さんが生産者から買う価格です。この印付いているところは自民党から民主党へ政権交代した時期。政権交代した時期以降どうなっているかといったら、結局米価は、もちろん作柄や価格変動の動向もあったというふうに思いますが、こんなふうに変動率が大きく下がって、そして小売価格は下がっていないんです。何のことはない、この差額支払、変動支払はこの差額を埋めただけ。生産者にとってもプラスになっていない。消費者にとってもプラスになっていない。じゃ、プラスになっているのはどこか。この間にいる流通業者じゃないですか。この仕組みなんです。だから、この仕組みは本当にそうなのかということの検証をやってくださいよ。

○国務大臣（鹿野道彦君）

価格変動率の推移というふうなものの資料をこうやって出されておりました、今御説明いただきました。私どもとしては、いろいろこういうような変動がなぜ推移したのかというふうなことにつきましては、いろいろ経済情勢等々もございしますので、軽々に私から申し上げるというふうなことは控えさせていただきますが、そういう中で、どっちを向いているか分からないじゃないかというような、今、山田委員からのお話でございすけれども、私どもの向いている方向はきちっとしているんです。この戸別所得補償制度というふうなものを長く継続してやっていくんだと。

しかし、いろんなことにおいて、検証ということは今言われましたけれども、問題点があるならばそういうようなことをいろいろと考え合わせながら、補填すべきときは補填していくというような考え方でいく。しかし、どっちを向いているか分からないということだけは、これは違えます。向いている方向は戸別所得補償制度というものを軌道に乗せるというふうなことであるということだけは申させていただきますと思います。

○山田俊男君

大臣、そうおっしゃっておりながら、先物取引の試験上場を認可され

たじゃないですか。間もなく先物取引が十一月限りに上場されるということです。これだけの大災害が起こって、そしてセシウムのいろんな拡散の問題があって、一体、米の需給全体はどういう方向へ行くかということがなかなか見えづらいところで、そして今もいろんな思惑がある中で価格形成がなされている中で、ここで先物をおやりになったら、この口が一体どんな形で開くのか分かりませんよ。そして、開いたこの口、開いたここに変動支払の金を掛けるという話ですよ。こんなことをやっていて、大臣、もう一回戻ります、本当にちゃんとした担い手をつくり上げることができるんですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今、山田委員から先物試験上場につきまして、お米の先物についての試験上場につきまして触れられました。これは、この委員会でも何回かにわたりまして私が申し上げてきたところでございますけれども、三月八日、いわゆる震災前におきましてこの上場試験の申請がなされたわけでございます、そういう意味では、法律の規定に沿って判断をしていかなきゃならない、そういうふうなところから私といたしまして判断をしたということでございます。当然、試験上場ということでございますから、この間、いろいろと需給関係において影響を及ぼす、支障を来すというようなことでありますならば、当然、国としての措置も講じていかなきゃならないということでございます、そういう意味では、私もはきちっと法令に沿って措置をさせていただいたと思っておるところでございます。

○山田俊男君

自民党が五月三十一日に衆議院の農林水産委員会に担い手育成総合支援新法を趣旨説明しているんです。大臣、御存じですかね。この法案は、意識的、政策的に担い手を育成していこうという内容のものなんです。先ほど来申し上げてきました食の再生実現会議の中間提言の中にも、この法案の趣旨と同様の若い青年農業者をきちっと育てていこうという方向が出ております。これ、同じです。どうぞ、大臣、この自民党提案の担い手育成総合支援新法、これ、どんなふうを受け止めておられますか、お聞きします。

○国務大臣（鹿野道彦君）

戦後におきましても、自由民主党という政党は政権党として、とりわ

けそういう中で農業問題に対して非常に熱心に取り組んでこられたという事は、私自身もかつて自由民主党におったわけでありますから十分承知をさせていただいております、その熱心な御熱意に対しましては私自身も敬意を表させていただいております、私自身が党を離れてからも引き続いて、山田委員始め、今日は野村筆頭を始め委員の先生方が本当に御努力をいただいているということに対しては、私は重ねて申し上げますけれども、心から敬服しているんであります。

そして、そういう中で今回、農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案というふうなものをこの国会において提出に至ったということも承知をさせていただいておりますけれども、この根幹は、いわゆる担い手をどうしても育成していかなきゃならない、確保していかなきゃならない、そして我が国の農業の発展、あるいはまた自給率向上というふうなもの、そして農村の活性化というふうなものに目指すという上においてはどうしても重要な課題であるというような、こういう考え方で取り組んでおられるというふうに思っておるわけでございます。

そういう意味では、今後、国内農業のいわゆる体質を強化していく、あるいはまた、そういう中で担い手を育成していかなきゃならない、確保していかなきゃならないというふうなことにつきましてはやはり私どもも共通の認識でございますので、農林水産省としても、今後この考え方というふうなものについては非常に重要な課題であるというふうな認識の下に取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

○山田俊男君

大臣にそこまで言われると、この政局の中で何かラブコールをいただいたような気持ちになっちゃったものですから、なかなかすぐにはこたえられぬのですが、問題意識は私も一緒だと思うんです。そういう中で、大臣、取り巻く環境は財源的にも大変容易じゃないわけです。そして、大臣おっしゃるように、担い手をちゃんと育てていこう、一生懸命に苦労しながらやっている担い手に自信を持って継続していってくれよというふうに言わなきゃいかぬ環境にあります。

そういう観点からしても、じゃ、戸別所得補償制度のどこどこがちゃんとその良さを生かしながら役割を果たせる、しかしどこはきちっと見直していくと、そういう観点で、かつ法律に基づいた仕組みにしていこうということが求められるんです。どうぞ、この担い手総合支援新法を評価していただければいいんです。この観点で、じゃ与野党一致して案作ればいいじゃないですか。是非そのことを、まあ大臣もお返事できない

でしょうからあれですが、是非それ仕上げていこうじゃないですか。手挙がっていますから、聞いてあげますかね。

○副大臣（篠原孝君）

それでは、答えにくい大臣に成り代わりましてちょっと答弁させていただきたいと思います。山田委員御指摘のとおり、我々民主党、自民党変わりなく、農業をちゃんとしなくちゃいけないという点では同じでございます。違いは、山田委員いろいろそこに突っかかって、済みません、指摘されておられましたけれども、我々、大きな農家、きちんとした農家を育てなくちゃいけないというのは全く同じです。しかし、その一方、一生懸命やろうとしている小さな農家を捨てていいのか。例えば、典型的な例は二ヘクタールの青年農業者、二十ヘクタールの高齢專業農家。じゃ、二十ヘクタール今持っているからとって、その高齢專業農家の方だけをバックアップしていいのか、二ヘクタールのこれから一生懸命やっていこうという農業者も救わなければならないと。だから、基本的なスキームは一緒にしていかなければいけない、これから規模拡大したりしていく人たちを救わなければならないということで、大臣の命令一下、規模拡大加算というのを加えたりしているわけです。目指すべき方向は同じです。

それからもう一つ、この資料のこと、大事ですのでちょっと答えさせていただきますが、このワニの口みたいになったところ、ここが良くないというのは、私はそのとおりだと思います。農業者戸別所得補償で農業者に直接行くものです。それがやっぱりこうなっているのは、ちょっとそごが生じてしまったと。ですから、私が思うに、価格決定が公正に行われていない面があるのではないかと。余りにも急激に変わり過ぎてしまったんですね。ですから、固定支払の一万五千円の見越したりしてこういった価格が下がったりしたことも考えられるのではないかと考えております。そういう意味では、公正な価格というのはきちんと決めてもらわなくちゃいけないと。それに基づいて支払をするということも考えていかななくちゃならないんだと思います。

それで、その一つの指標として先物があるかどうかというのは、試験的にやってみなけりゃ分かりません。ずっと、試験上場は自動的に認めただけでして、二年後に我々が判断するわけございまして、その結果を、どういうふうに行くかを見て先物については結論を出したいと思って、今あくまでも試験上場でございます。

○山田俊男君

誤解あっちゃいかぬのですが、私も、意欲ある小規模な農家も含めた多様な農家をきちっと元気にしていかなきゃいかぬ、対策を講じていかなきゃいかぬというのは全く同じ考えですから、それを踏まえた上で、重点の置き方や制度の仕組み方について申し上げているわけですから、ちゃんとあれしてくださいね、理解しておいてくださいよ。それからもう一つ、最後に……

○委員長（主濱了君）

簡潔におまとめください。

○山田俊男君

この資料の二枚目にあります写真見てください。これは宮城県の北部です。私、日本農業新聞の写真なんですけど、この写真を見て本当にもうびっくりして、かつ、どうしたらいいかという思いであります。右側の写真は稲わら、これ場合によったら五十万ベクレルとか六十万ベクレルの汚染している可能性があるんだよ。それから左側は、場合によったらこれも大変な汚染している可能性があるあって、直ちにこれは汚染廃棄物としての的確に処理しなきゃいかぬ。ここに、こんな形で作業して、こんな形でいて、子供たちもいるんですよ、間違いなくね。ここについて早く本当に手を打たなかったら大変だというふうに思う。是非、この点についてどういう考えで、急いでおられるのかどうか、指示されているかどうか、危険を訴えておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（主濱了君）

簡潔に御答弁願います。

○副大臣（篠原孝君）

はい、済みません。山田委員の御指摘、ごもつともでございます。食べ物を通じた体内被曝のことについてだけ関心が行っておりますけれども、それよりも何よりも、六十九万ベクレル、五十万ベクレル・パー・キログラム、この稲わらを扱った人たちが、まず気道を通じた体内被曝、それから体外被曝、強烈に受けているはずでございます。私の方から指示いたしまして、この農家の皆さん、優先的に検査していただくと。

それから、昨日、厚生労働委員会でちょっと失礼な言い方をしたわけですが、私はこれは正直なところでございます。日本では野菜や稲わら

や牛の方が検査をきちんとされていて、人間の方が検査されていないわけです。私は、一番最初の危険な作業をされているのはこの畜産農家だと思っております。ですから、昨日、前からやっていたわけですが、具体的に福島県等とも連絡いたしまして、優先的に健康診断を受けるようにという指示をしております。

○国務大臣（鹿野道彦君）

非常に重要な指摘をいただきました。高濃度のここに、稲わらの農家の方々に直接農林水産省から人を派遣しまして、それぞれの農家に派遣しまして、そして一時的な対応についてきちっと連携を取らせていただいているということだけは申させていただきます。

○山田俊男君

お願いします。終わります。